

栃木労働局「今月(2月)のおすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ
> 今月のおすすめ情報



栃木労働局の
公式SNS ↓



① 労働保険料は口座振替が便利です！

令和6年度の年度更新概算保険料等の口座振替の申込は
令和6年2月26日(月)までです。
※令和6年度より「ゆうちょ銀行」が加わりました※

- * 保険料納付のために金融機関に行く手間や待ち時間が解消されます。
- * 納付忘れや遅れがなくなり、延滞金を課せられる心配がありません。
- * 保険料引き落としに最大約2か月ゆとりができます。
- * 手数料はかかりません。

詳しくはコチラ
→



② 冬季は転倒リスクが高まります。転倒災害防止の徹底をお願いします。

冬季は、積雪や凍結により転倒リスクが高まります。特に、屋外通路、駐車場、建物の出入口は注意が必要です。

「あわてず、あせらず、あなどらず」を肝に銘じつつ、「Aない声かけ運動！プラス」に取り組みましょう。

2月は特に次の取組を心掛け、転倒災害防止の徹底を図りましょう。

- 時間に余裕をもって、急がず、小さな歩幅で歩きましょう
- 屋外通路や駐車場などは除雪・融雪し、凍結防止剤を散布しましょう
- 凍結しやすい場所などの危険マップを作成し、適切な履物を着用しましょう

「Aない声かけ運動！プラス」



③ 裁量労働制の改正について

裁量労働制については、令和6年4月1日から改正省令及び告示が施行・適用されます。既に協定を締結している場合は、改めて協定をし直す必要がありますのでご留意願います。



④ 令和6年4月から労働条件明示のルールが改正されます

詳しい情報や相談先はこちら

- ・ 改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト ①
- ・ 無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト ②
- ・ 今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について → 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署 ③



⑤ キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が新設されました！（10月1日開始）

○短時間労働者が新たに社会保険の適用となる際に、手取り収入を減らさないよう労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に、労働者1人につき**最大50万円**を助成します。



- 労働者にとって、
- ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
 - ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。



事業主の皆様の
人手不足の解消へ！

⑥ キャリアアップ助成金「正社員化コース」が拡充されました！（11月29日更新）

正社員化コースとは

有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換等をした場合に助成金を支給します。

拡充

① 助成金（1人当たり）の見直し

支給対象期間を現行の「6か月」から「**12か月**」に拡充します。
拡充に伴い、6か月あたりの助成額を見直します。

② 対象となる有期雇用労働者の要件緩和

対象となる有期雇用労働者の雇用期間を現行の「6か月以上3年以内」から「**6か月以上**」に緩和します。

③ 多様な正社員制度規定に関する加算措置

多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）制度規定に関する加算額を増額します。

新設

④ 正社員転換制度の規定に関する加算措置

新たに正社員転換制度の導入に取り組む事業主に対する加算措置を新設します。

現行	拡充後
57万円 (42.75万円)	80万円 (60万円)

※()内大企業

※事前にキャリアアップ計画書を管轄の都道府県労働局へ提出することが必要です。

計画書の他、受給にあたっては要件があるため、
詳細は**栃木労働局助成金事務センター**にお問い合わせください
TEL：028-614-2263

詳しくは
こちら⇒



⑦ [令和5年]栃木県の最低賃金について

地域別最低賃金 ※栃木県内で事業を営む使用者とその事業に使用される労働者に適用されます。

【効力発生日：2023（令和5）年10月1日】 ◆**栃木県最低賃金** 時間額**954円**

特定最低賃金 ※18歳未満または65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。

【効力発生日：2023（令和5）年12月31日】	◇電子部品等製造業	時間額 1,008円	
◇塗料製造業	時間額 1,061円	◆自動車・同付属品製造業	時間額 1,016円
◆はん用機械器具製造業	時間額 1,007円	◇計量器等製造業	時間額 1,008円

注)令和5年度においては、「各種商品小売業」最低賃金の改定はありません。令和5年10月1日以降「**栃木県最低賃金（時間額）954円**」が適用されます。

○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています、ご活用ください。

***業務改善助成金**：賃金計画を立てて引き上げて申請される場合の申請期限が、**令和6年3月31日**まで延長になりました。

***業務改善助成金コールセンター**TEL0120-366-440/**働き方改革推進支援センター相談窓口** TEL0800-800-8100

業務改善
助成金



最賃引上げ
特設ページ



栃木県の
最低賃金



⑧ 労働者の人材育成に人材開発支援助成金を活用しませんか？

○**人への投資促進コース**・・・eラーニング等の定額受け放題サービスで目的や職種などに合わせた効果的な訓練を実施した場合の**定額制訓練**、労働者が自発的に受講した訓練経費を負担する事業主へ助成の**自発的職業能力開発訓練**、他デジタル人材、高度人材を育成する訓練の訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度。

令和4年12月助成率が引き上げとなりました。

○**事業展開等リスティング支援コース**・・・企業の持続的な発展のため、新製品の製造や新サービスの提供等により新たな分野に展開する、または、デジタル・グリーンといった成長分野の技術を取り入れ業務の効率化を図るための人材育成に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を高率助成により支援する制度。

【問合せ】**栃木労働局助成金事務センター** TEL：028-614-2263

